

静岡市地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2第8項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うことを目的として、静岡市地域公益事業策定に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 意見聴取会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 法第55条の2第6項の規定による社会福祉充実計画に関すること。
- (2) 地域において社会福祉法人が実施する法第24条第2項の規定による公益的な取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉法人が行う地域公益事業及び地域における公益的な取組に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 意見聴取会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(議長)

第5条 意見聴取会に議長を置く。

2 議長は、委員の互選によりこれを定める。

(会議の招集)

第6条 意見聴取会議の会議は、市長が招集する。

(意見聴取会議開催の依頼)

第7条 社会福祉法人は、社会福祉充実計画を作成しようとするときは、社会福祉充実計画協

議依頼書（様式第1号）を市長に提出し、意見聴取会議の開催を依頼するものとする。

- 2 社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施しようとするときは、地域における公益的な取組に関する協議依頼書（様式第2号）を市長に提出し、意見聴取会議の開催を依頼するものとする。

（庶務）

第8条 意見聴取会議の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、議長が意見聴取会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この要綱の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

社会福祉充実計画意見聴取依頼書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

依頼者 社会福祉法人 ○○○○○

理事長 ○○ ○○

電話番号

社会福祉充実計画を作成するに当たり、静岡市地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置要綱第7条の規定により、次のとおり意見聴取会議の開催を依頼します。

事業名	
事業区域	
事業の概要	
事業費	
本計画の対象 期間	年 月 日 ～ 年 月 日

備考 社会福祉充実計画案を添付の上、ご提出ください。

様式第2号（第7条関係）

地域における公益的な取組に関する意見聴取依頼書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

依頼者 社会福祉法人 ○○○○○

理事長 ○○ ○○

電話番号

地域における公益的な取組を次のとおり実施するに当たり、静岡市地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置要綱第7条の規定により、意見聴取会議の開催を依頼します。

取組名	
取組区域	
取組の概要	
本取組の開始 予定時期	年 月 日から開始予定